

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和2年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

令和3年2月15日

下呂市監査委員 都竹基己
下呂市監査委員 今井能和

令和2年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

| 1 非常勤特別職の報酬等について | 担当課： 教育総務課・学校教育課 |
|--|--|
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| <p>いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、令和2年4月1日、下呂市いじめ防止等対策推進条例（以下「条例」という。）が施行され、下呂市いじめ問題対策連絡協議会、下呂市いじめ問題専門委員会及び下呂市いじめ問題再調査委員会を置くことが規定されている。</p> <p>これらの委員に対する報酬について、地方自治法第203条の2第1項に「普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員（略）に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定され、同法同条第5項には「委員等に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。</p> <p>6月2日にいじめ問題専門委員会が開催され、出席委員に対して報酬及び費用弁償が支払われているものの、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表には、いじめ問題専門委員会委員について、個別に規定されておらず、同別表最下段に規定されている「地方自治法第174条に定める専門委員（略）」に該当するという認識のもと、「市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額」と判断され、報酬額が決定されていることを聞き取りにより確認した。</p> <p>いじめ問題専門委員会は、法第14条第3項に「(略)教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」と規定されているもので、条例第9条第1項にその設置について規定しているものである。</p> <p>以上のことから、いじめ問題専門委員会は、地方自治法第174条に規定される専門委員等ではなく、地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関であり、当該委員の報酬額について、地方自治法第</p> | <p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>ご指摘いただいた事項を掲げるよう、下呂市議会3月定例会において、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例改正案を上程します。</p> |

174 条に規定される専門委員等に該当するとした判断は、適正を欠いている。

いじめ問題専門委員会委員に対する報酬、費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表中に個別に委員の名称、報酬額等を掲げる措置を講じられたい。

2 金山地域小学校統合に伴う廃校校舎等の利用について

担当課：教育総務課・学校教育課

監 査 意 見

措 置 状 況

現在、金山地域小学校4校の統合に向け、その準備が進められている。

令和3年4月から、下原小学校、東第一小学校及び菅田小学校は廃校となるが、今後、下呂市が所有・管理していくのか地元地縁団体等が活用するか、その利用方法について議論されている。

議論を尽くした結果、活用方法が決まらなかった場合には、今後、市の費用負担や費用対効果を考慮し、最善のあり方について検討されたい。(意見)

(措置済、改善中、未措置)

閉校する学校毎に学校施設活用ワーキンググループを2月に設置し、地域の方と共に学校施設の有効活用について検討を始めます。